

街頭宣伝差止め等請求控訴事件

大阪高等裁判所平成25年（ネ）第3235号

平成26年7月8日第12民事部判決

口頭弁論終結日 平成26年3月25日

判 決

控訴人 在日特権を許さない市民の会（以下「控訴人在特会」という。）

同代表者会長 a こと b

控訴人 c（以下「控訴人c」という。）

控訴人 主権回復を目指す会 こと d（以下「控訴人d」という。）

控訴人 e（以下「控訴人e」という。）

控訴人 f（以下「控訴人f」という。）

控訴人 g（以下「控訴人g」という。）

控訴人 h（以下「控訴人h」という。）

控訴人 i（以下「控訴人i」という。）

控訴人 j（以下「控訴人j」という。）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 徳永信一

被控訴人 学校法人京都朝鮮学園

同代表者理事長 k

同訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 請求の内容

本件は、在日朝鮮人の学校を設置・運営する法人である被控訴人が、控訴人らが平成21年12月4日、平成22年1月14日及び同年3月28日の3回にわたって上記学校の近辺等で示威活動を行ったこと及びその映像をインターネットを通じて公開したことが不法行為に該当するとして、次のとおり支払等を求めた事案である。

(1) 上記各不法行為により被控訴人が1回につき1000万円相当の損害を被ったと主張し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、

ア 控訴人在特会、控訴人c、控訴人d、控訴人f、控訴人g、控訴人h及び控訴人jに対し、損害金1000万円及びこれに対する不法行為の日である平成21年12月4日から支払済みまで、

イ 控訴人らに対し、損害金1000万円及びこれに対する不法行為の日である平成22年1月14日から支払済みまで、

ウ 控訴人らに対し、損害金1000万円及びこれに対する不法行為の日である同年3月28日から支払済みまで、

それぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各連帯支払を求めた。

(2) 控訴人らが3回にわたって上記学校に対する攻撃的行動を仕掛けており、とりわけ平成22年3月28日の示威活動は上記学校の北門中心点から半径200メートルの範囲での示威活動等を禁止する仮処分決定を無視して行われるなど、将来も上記学校に対する攻撃的行動が行われる危険があると主張し、人格権による妨害予防請求権に基づき、控訴人らに対し、次の各行為の差止めを求めた(以下、この差止請求を「本件差止請求」という)。

ア 上記学校に赴いて、被控訴人の関係者への面談を強要する行為

イ 上記学校の北門門扉の中心地点を起点として半径200メートルの範囲内において、被控訴人を非難、誹謗中傷するなどの演説やいわゆるシュプレヒコール、そのような内容のビラの配布、そのような内容の文言を記載した旗や幟を上げての佇立又は徘徊

なお、差止請求の対象となっている学校(京都市α区β×番地×所在)は、三日にわたる示威行為で糾弾の対象となった学校(京都市γ区δ××番地所在)そのものではなく、統合新設された学校である。

2 原審の判断等

原審は、被控訴人の請求を次の限度で認容し、その余を棄却したので、控訴人らがそれぞれその敗訴部分を不服として控訴した。なお、被控訴人は、原審において、控訴人cの父であるmに対して、その所有にかかる自動車(以下「本件街宣車」という)を、前記1(2)掲記の行為のため使用することなどの禁止を求めていたが、これについては棄却され、確定している。

(1) 損害賠償請求

ア 控訴人在特会、控訴人c、控訴人d、控訴人f、控訴人g、控訴人h及び控訴人jに対し、554万7710円及びこれに対する平成21年12月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求めらるる限度

イ 控訴人らに対し、341万5430円及びこれに対する平成22年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求めらるる限度

ウ 控訴人らに対し、330万円及びこれに対する同年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求める限度

(2) 差止請求

控訴人在特会、控訴人c、控訴人e、控訴人g、控訴人h、控訴人i及び控訴人jに対し、上記1(2)ア及びイの各行為の差止めを求める限度

3 前提事実、争点の摘示、争点に関する被控訴人の主張の要旨、争点に関する控訴人らの主張の要旨は、次のとおり原判決の補正をするほかは、原判決の「事実」中の第2ないし第5(原判決5頁12行目から40頁9行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁13行目の「在日」を「在日韓国人・朝鮮人(以下、在日)」に改める。

(2) 同7頁4行目の「当時」を「同時」に改める。

(3) 同7頁7行目の「i,」を「i及び」に改め、同行目の「及び被告m」を削除する。

(4) 同7頁18行目から19行目までを削除する。

(5) 同23頁23行目の「被告らも」から「対応している。」までを「他の控訴人らも控訴人jが控訴人在特会の活動において重要な役割を果たしていることを認識している。たとえば,」に改め、24頁3行目の「事実は,」の次に「他の」を加える。

(6) 同24頁23行目の「被告」を「控訴人ら」に改める。

(7) 同27頁24行目の「の入場料」を削除する。

(8) 同28頁16行目の「考慮して」の次に「, 被害者である被控訴人に効果的な保護と救済を与えるため、金銭賠償の抑止機能、再発防止機能を重視し、加害者に再犯を思いとどまらせるに足る」を加える。

(9) 同29頁19行目の「卑下する」を「見下す」に改める。

(10) 同30頁末行の「請求の趣旨4項及び5項は、いずれも」を「本件差止請求は」に改め、31頁1行目ないし2行目の「及びこれに対する本件街宣車の提供」を削除し、6行目の「本件請求の趣旨4項及び5項」を「本件差止請求」に改める。

(11) 同31頁22行目の「請求の趣旨4項及び5項の」を「本件差止請求につき」に改める。

(12) 同32頁12行目の「現在、全国に37」を「平成23年4月18日時点で全国に32」に改める。

(13) 同34頁19行目の「被告ら」を「他の控訴人ら」に改める。

(14) 同37頁12行目の「ニッパ」を「ニッパー」に、18行目の「被告」を「控訴人ら」に改める。

(15) 同38頁23行目の「請求の趣旨4項及び5項の」を「本件」に改める。

(16) 同39頁3行目ないし4行目の「勸進橋児童公園」を「本件公園」に改める。

(17) 同39頁24ないし25行目の「請求の趣旨4項の迷惑行為等の」を「本件差止請求につき」に改める。

(18) 同39頁末行から40頁9行目までを削除する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は原審が認容した限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。

その理由は、2のとおり原判決の補正をするほかは、原判決の「理由」中の第1ないし第8（原判決40頁11行目から90頁末行まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決40頁13行目の「55」を「54」に改め、「83,」の次に「87,」を加え、15行目の「乙1,」を「乙」に改め、18行目の「被告m,」を削除する。

(2) 同41頁21行目の末尾で改行して、次のとおり加える。

「(5) 本件学校の事件当時の児童・園児数は134名、教職員数11名であった。児童らの国籍は、北朝鮮籍59名、韓国籍56名、そのいずれかの国籍と日本国籍との二重国籍7名であった。」

(3) 同42頁21行目の「協賛会員」を「協賛団体」に、末行の「10条」を「12条」に改める。

(4) 同43頁15行目の「総会で」の次に「処分が」を加える。

(5) 同44頁18行目の「行動の方針」を「行動指針」に、21行目の「阿る」を「阿（おもね）る」に、同行目の「貶め」を「損ね」に改める。

(6) 同45頁22行目の「同人ら」を「同控訴人ら」に改める。

(7) 同47頁3行目の「京都市長」を「京都市」に、5行目の「1号」を「2号」に改める。

(8) 同49頁11行目の「翌日の」を「本件公園の下見に赴いた日の翌日である」に改める。

(9) 同61頁23行目の「朝鮮学校を」の次に「日本から」を加える。

(10) 同63頁11行目及び12行目の「保釈金」をいずれも「保釈保証金」に改める。

(11) 同63頁21行目の「設置し,」の次に「本件公園を」を加える。

(12) 同64頁7行目の「c」を「控訴人」に改める。

(13) 同65頁17行目の「人種差別撤廃条約を批准した」を「人種差別撤廃条約に加入した」に、21行目の「批准」を「加入」に改める。

(14) 同66頁8行目の「対し,」の次に「権限のある自国の」を加え、12行目の「4」、15行目の「これらは,」から17行目の末尾までをいずれも削除する。

(15) 同66頁18行目から19行目までを次のとおり改める。

「4 人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の關係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。

したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても

実現すべきものである。」

(16) 同66頁20行目の「もつとも,」を削除する。

(17) 同67頁2行目の「わが国の」から4行目の「みた場合,」までを削除し, 8行目から18行目までを次のとおり改める。

「また, 我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は, 被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し, 加害者にこれを賠償させることにより, 被害者が被った不利益を補填して, 不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や, 将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから, 被害者に実際に生じた損害額に加え, 制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら, 上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は, 当該行為の悪質性を基礎付けることになり, 理不尽, 不条理な不法行為による被害感情, 精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」

(18) 同68頁17行目(罫線を除く。)の「スピーカー」の次に「の電源コード」を加える。

(19) 同69頁11行目の「行為あり」を「行為であり」に改める。

(20) 同71頁12行目の「本件活動による」から13行目の「すること」までを「本件活動の目的について」に改める。

(21) 同74頁5行目から7行目までを次のとおり改める。

「なお, 控訴人らは, 本件示威活動における発言のうち, 日本国籍を持たない外国人について日本国籍を持つ日本人と区別して扱うことを内容とするものは, 人種差別撤廃条約1条1項所定の「人種差別」には国籍による区別は含まれないので, 原則として「人種差別」ではなく, 外国人政策ないし移民政策に関する政治的意見である旨主張する。しかし, 本件示威活動における発言は, その内容に照らして, 専ら在日朝鮮人を我が国から排除し, 日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって, 日本国籍の有無による区別ではなく, 民族的出身に基づく区別又は排除であり, 人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当するといわなければならない。」

(22) 同75頁26行目の末尾で改行して, 次のとおり加える。

「(4) これに対し, 控訴人らは, 本件活動は, 仮に差別的な目的を併有していたとしても, 朝鮮学校による公園の不法占拠を糾弾し, その継続を阻止して周辺地域の法秩序を回復するという目的に基づくものであり, 更に示威活動〔2〕及び〔3〕については, 示威活動〔1〕を民族差別や弱い者いじめという文脈でしか報道しないマスコミに対する批判という目的が加わっていたので, 主として公益を図る目的であった旨主張する。

しかし, 本件活動は, 本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが契機となったとはいえ, 本件発言の内容は, 本件公園の不法占拠を糾弾するだけでなく, 在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し, 日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定するものであって, 本件発言の主眼は, 本件公園の不法占拠を糾弾することではなく, 在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し, 在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え, 我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を声高に主張することにあつたというべきであり, 主として公益を図る目的であつたということとはできない。

控訴人らは、示威活動〔2〕及び示威活動〔3〕のうち北岩本公園発の示威活動に関与する際、控訴人 e 及び控訴人 i については、いわゆる在日特権をなくすという目的で、また控訴人 d については、反日的言論に反対する目的で、それぞれ参加したものであって、いずれも表現の自由に含まれる行為であり、公益目的であったと主張する。

しかし、これらの示威活動における番号 1 2 ないし 2 4 の発言や文字表現が侮辱的かつ卑俗的に在日朝鮮人の民族的出自を貶める内容であることに加え、示威活動〔1〕から間もなくして、その様子を撮影した映像が公開されていたこと、示威活動〔2〕及び〔3〕の前には、控訴人在特会のウェブサイト「不逞鮮人を許さない」「朝鮮人犯罪を助長する犯罪左翼・メディア」「不逞鮮人の伝統芸能」「卑劣、凶悪民族から公園を取り戻す」という表現を含む記事を掲載し、会員その他不特定多数の者に対して示威活動への参加を呼びかけていたことなどをも勘案すると、控訴人 e、控訴人 i 及び控訴人 d は、示威活動〔2〕及び〔3〕が、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの差別目的で行われることを認識しながら、積極的に参加していたといわなければならない。控訴人 e、控訴人 i 及び控訴人 d の目的が専ら公益を図るものであったとは到底認め難いし、またそれらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていることも明らかである。」

（23）同 7 6 頁 1 0 行目から 1 4 行目までを次のとおり改める。

「しかし、控訴人らは、自ら進んで本件学校に接近して、本件示威活動を実行し、被控訴人の業務を妨害し、被控訴人の名誉を貶める違法行為を仕掛けたものである。控訴人らの違法行為に反発した本件学校関係者らが控訴人らに敵対的な態度や発言をしたことは否定できないが、控訴人らは、自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎないし、かえってその態様をみるに、あえて相手方を挑発し、そこで予想される摩擦を利用して、差別的言動を一層エスカレートさせていることがうかがえる。

また、控訴人らは、応酬してきた被控訴人の関係者や警察官に対する発言は、当該応酬者や警察官に対するものであり、被控訴人を直接の対象とするものでないし、また、当該応酬者に対する反撃ないし応酬を目的とするものであり、被控訴人に対する人種差別の意図に基づくものではないから、被控訴人に対する名誉毀損は成立しない旨主張する。

しかし、名誉毀損は、人の社会的評価を低下させる行為であるから、その対象となる人が特定されることが必要であるが、番号 7、8、10、15 及び 21 の発言は、被控訴人の関係者や警察官に対する発言であっても、在日朝鮮人をあざけり、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定する内容であり、本件学校を設置・運営し、朝鮮人教育一般文化啓蒙事業を行うことを目的とする被控訴人に向けられたものであって、被控訴人を対象としたものといえるし、上記内容に照らして、被控訴人に対する人種差別の目的を主眼とするものであり、控訴人らが自らの正当な利益を擁護するためやむを得ず被控訴人の名誉を毀損する発言をしたとみることはできない。

応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない。」

（24）同 7 9 頁 1 7 行目の「賠償責任を負う」の次に「(なお、控訴人 j が行った本件映像公開は、業務妨害に該当せず、名誉毀損のみに該当するが、控訴人 j は、本件示威行動を認容し、その様子を撮影した映像を公開していたのであるから、本件活動の全部について賠償責任を負う。)」を、22 行目の末尾の次に「これにつき、控訴人 j は、控訴人在特会にも主権会にも属さないで一定の距離を保ち、本件映像公開

に当たり、主観的価値判断を交えずに公平な立場から目の前で起こっている事実をそのまま撮影し、原則として編集を加えずに公開し、当否善悪の判断を閲覧者に委ねていたので、その主たる目的は真実の追及であった旨主張する。しかし、控訴人 j は、示威活動〔1〕及び〔2〕並びに ε での示威活動を撮影し、その映像を公開したもので、その公開に当たって、控訴人在特会及び主権会の立場からタイトルを付した上、示威活動〔2〕及び ε での示威活動の映像には、活動記録のDVDの売上が活動資金となる旨の宣伝を掲載したというのである。これらの事実を鑑みると、控訴人 j は、主観的価値判断を交えずに公平な立場から本件示威活動の状況を撮影したとはいえず、その映像を公開するに当たって当否善悪の判断を閲覧者に委ねていたということもできない。」を加える。

(25) 同82頁25行目の「阿る」を「阿(おもね)る」に、同行目の「貶め」を「損ね」に改める。

(26) 同84頁20行目の「財産損害として」から21行目の「生じる」までを「金銭評価が可能であり、その評価だけの金銭を加害者に賠償させることが社会観念上相当と認められる無形の損害が生じ得る」に、25行目の「原告には損害が生じていないとはいえない」を「被控訴人は、在日朝鮮人の民族教育を行う学校法人としての人格的価値を侵害され、本件学校における教育業務を妨害されたのであるから、これによって無形の損害を被ったといわなければならない」に、85頁12行目の「無形損害という形で金銭に見積もるべき損害」を「金銭評価が可能であり、これを加害者に金銭で賠償させるのが社会観念上相当」に改める。

(27) 同85頁15行目から86頁9行目までを次のとおり改める。

「(3) 被控訴人が本件活動により被った無形損害を金銭評価するに当たっては、被控訴人が受けた被害の内容・程度、被控訴人の社会的地位、侵害行為である本件活動の内容・態様その他の諸般の事情を勘案しなければならない。

そこで検討すると、被控訴人は、昭和28年に認可された学校法人であり、朝鮮人教育や一般文化啓蒙事業を行うことを目的とし、本件学校等を設置・運営して在日朝鮮人の民族教育を行っていたこと、本件学校を含む朝鮮学校は、全国に約120校、生徒数は約1万2000人を数え、民族教育を軸に据えた学校教育を実施する場として社会的評価が形成されていること(甲152, 153, 191)、被控訴人は、本件活動により、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的利益について社会から受ける客観的評価を低下させられたこと、本件学校の教職員等の関係者が受けた心労や負担も大きかったこと、本件活動により、本件学校における教育業務を妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことなどを指摘することができる。

一方、控訴人らは、「朝鮮ヤクザ」「日本からたたき出せ」「ぶっ壊せ」「端のほう歩いとつたらええんや」「キムチ臭いで」「約束というのはね、人間同士がするもんなんです。人間と朝鮮人では約束は成立しません」などとし(示威活動〔1〕)、「日本から叩き出せ」「解体しろ」「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ」「保健所で処分しろ、犬の方が賢い」とし(示威活動〔2〕)、「卑劣、凶悪」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ」などと発言した(示威活動〔3〕)。これらは在日朝鮮人を嫌悪・蔑視するものであって、その内容は下品かつ低俗というほかはない。しかも、その態様は、多人数で、多数の児童らが在籍する日中に、いきなり押しかけて拡声器を用いて怒号して威嚇し(示威活動〔1〕)、街宣車と拡声器を使用して声高に叫んで氣勢を挙げ、広範囲の場所にいる不特定多数の者らに聴取させた(示威活動〔2〕、〔3〕)というも

のである。これによれば、控訴人らが、在日朝鮮人及び被控訴人の人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別の正当性を世に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を公開の場所で主張したことが明らかである。しかも、合計3度にわたる執拗な行動である上に、示威活動〔3〕は、本件仮処分決定を無視して実行されたという点においても強い違法性が認められる。さらには、本件示威活動の様子を撮影した映像を、控訴人在特会及び主権会の立場からタイトル等を付した上で、インターネット上の動画サイトに投稿して公開し（本件映像公開）、不特定多数の者による閲覧可能な状態に置いたことは、その映像を広く拡散させて被害を増大させたというだけでなく、映像の流布先で保存されることによって今後も被害が再生産されることを可能としている。以上の事情を総合するならば、本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。

被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮蔑的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって（児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。）、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、それら在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならない。

なお、控訴人らは、本件学校による本件公園の不法占拠の事実を過失相殺の基礎事情として斟酌すべきである旨主張しているが、被控訴人は、本件公園を無許可で使用していたとしても、本件公園の不法占拠と本件活動による損害の発生・拡大との間に相当因果関係があるとは認められない。また、本件活動の悪質性に照らせば、損害の公平な分担を目的とする過失相殺の法理が適用される余地はなく、控訴人らの上記主張を採用することはできない。」

（28）同86頁12行目の「物件を」を「物件の」に改める。

（29）同88頁9行目の「ある人が他人に対し」を「他人がある人に対し」に改める。

（30）同88頁17行目の「人格的利益」の次に「は、極めて重大な保護法益であり、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるから、人格的利益」を加える。

（31）同88頁25行目の末尾で改行し、次のとおり加える。

「(4) 被控訴人は、その人格的利益の内容として、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を保持し、本件学校における教育業務として在日朝鮮人の民族教育を行う利益を有するものということができる。一方、本件活動は、被控訴人の本件学校における教育業務を妨害し、被控訴人の学校法人としての名誉を著しく損なうものであって、憲法13条にいう「公共の福祉」に反しており、表現の自由の濫用であって、法的保護に値しないといわざるを得ない。」

（32）同88頁末行の「(4)」を「(5)」に改める。

（33）同89頁25行目の末尾で改行し、次のとおり加える。

「これに対し、控訴人らは、被控訴人の設置・運営する本件学校が不法に本件公園を占有し、周辺住民が迷惑を被っており、違法状態を解消することを大義名分として本件活動を行ったのであるから、本件公園から離れた新校舎の周辺において、業務妨害ないし名誉毀損の不法行為が行われる現実的かつ具体的な危険はないので、差止めを認めることは許されない旨主張する。しかし、本件活動は、本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが発端となって行われたものであるとはいえ、本件発言は、本件公園の不法占拠を口実として、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであると主張することに主眼があったというべきである。そして、控訴人c及び控訴人hは、本件活動後の平成24年4月には、本件学校の移転先に赴いて見分し、「やっぱりな、ウンコ学校はウンコやな」「ここアジトや」などと発言しており、控訴人jによって撮影されたその様子がネット上に公開されたというのである。これらの事情を総合するならば、本件活動後、本件学校が他の学校に統合され、本件公園から離れた新校舎に移転したとしても、新校舎の周辺で本件活動と同様な不法行為が行われるおそれがないとはいえない。」

(34) 同90頁10行目から18行目までを削除する。

(35) 同90頁19行目の「5」を「4」に、20行目の「請求の趣旨4項の」を「本件差止請求に係る」に改める。

第4 結論

以上の次第で、被控訴人の請求は原審が認容した限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 森宏司 裁判官 河田充規 裁判官 秋本昌彦

代理人目録

田辺保雄 吉田雄大 宮本平一
折田泰宏 島崎哲朗 橋英樹
上瀧浩子 尾藤廣喜 伊山正和
西村友彦 富増四季 後藤貞人
藤田正樹 新谷正敏 武村二三夫
豊福誠二 小原健司 空野佳弘
辻孝司 糸瀬美保 遠藤比呂通
牧野聡 大河原壽貴 金英哲
角田多真紀 大島麻子 金喜朝
中田政義 谷文彰 李承現
上里美登利 藤井豊 長瀬信明
住田浩史 藤澤眞美 中島康之
谷山智光 日野田彰子 木下裕一

永井弘二 森川明 南和行
長谷川彰 内山正元 具良★
江頭節子 大脇美保 星正秀
中島俊則 塩見卓也 金舜植
河田創 中島晃 金哲敏
山下綾子 中村和雄 李春熙
山下宣 諸富健 全東周
尾崎高司 三浦正毅 裴明玉
小笠原伸児 村井敏邦 金敏寛
岡根竜介 武田信裕 高森裕司
黒澤誠司 出口治男 岡村晴美
津島理恵 中田順二 伊藤朝日太郎
畑地雅之 大濱巖生 呉裕麻
福山和人 内村和朝 山口亮
康仙華 森田基彦 佐藤正子
佐野就平 山下信子 篠原健
民谷渉 井関佳法 平田俊介
谷口和大 岩佐英夫 金用大
塚本誠一 大倉英士 宮本恵伸
福島至 山口大 大杉光子
安保千秋 綿島浩一
《以上》